

(7) 工事内容 被照面積 6,118㎡
 平均照度 223 Lx
 使用器具
 (ランプ) メタルハライド1000W 56台
 (投光器) HPJIM-1000 42台
 HPJIW-1000 要箇14台
 (ポール) パンザマストR-616 7基
 地上高14.0m
 1000W×4灯×2段 8灯用架台
 付

3 監査の内容

(1) 計画について

使用目的からみた機能、照度分布、ケーブル、埋設ルート、及び照明公害的な住民への影響等、計画において、特に問題はないものと判断された。

(2) 設計について

照度計算、電圧降下の計算、幹線の太さ、遮断機の容量、形式、及び分電盤内部の検査結果は良好であり、無駄がなく経済性からみて妥当な設計と判断された。

(3) 施工監理について

現場管理、設備の機能性、電気的安全性等については、隠蔽埋設箇所の写真、設備の目視、電気測定の実施確認からみて特に問題点は認められなかった。

(4) 施工状況について

設計変更もなく、当初の仕様書どおり施工され、工事は完成しており、電氣的試験の結果は良好である。

平成 3 年 度
第 6 回

福生市第 54 号

平成 3 年 3 月 12 日

定期監査報告書

(工事監査)

建設部施設課

地方自治法第193条第4項の規定に基づき実施した監査(工事)について、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

福生市監査委員

平 成 3 年 度
第 6 回

宝 明 監 査 告 白

(工 事 監 査)

監 査 告 白

宝 明 市 監 査 委 員

写

平成 3 年度
第 6 回
福 監 発 第 5 4 号
平成 4 年 3 月 1 2 日

福生市長 石 川 彌 八 郎
福生市議会議長 殿
赤 星 行 人

福生市監査委員 持 田 力
同 林 田 武

平成 3 年度第 6 回定期監査（工事）の 結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した監査（工事）について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

- 1 監査実施年月日 平成 4 年 2 月 21 日
- 2 工事概要
 - (1) 工事件名 福生市民体育館主観技場電線改良工事
 - (2) 工事場所 福生市北田園 2 丁目 9 番地 1
 - (3) 契約金額 3,275,540,000 円
 - (4) 設計監理 株式会社 古賀建設事務所
 - (5) 請負業者 有限会社 田村建設共同企業体
 - (6) 工 期 平成 3 年 9 月 9 日から
平成 4 年 3 月 25 日まで

平成13年度

第 6 回

大管の取組（第18）

定期監査（工事）結果報告書

大一新聞社付の取組簿、去歴記録シートにて

I 監査の概要

1 監査の対象

福生市民体育館主競技場窓枠改良工事

2 監査の期間

平成4年1月10日から平成4年2月21日まで

3 監査の方針

この工事監査は、建設行政の適正化、円滑化を図るため、工事設計及び施工が法令等に準拠し、適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

工事監査にあたっては、専門技術面についての調査を社団法人日本技術士会に委託し、その協力を得て実施した。

II 監査の結果

本工事は、既設体育館のスチールカーテンウォールをアルミカーテンウォール（813㎡）に取り替える工事で、監査当日における出来高は85%であり、設計施工共に、結果は良好であると認められた。

以下、監査の概要を記述する。

1 監査実施年月日 平成4年2月21日

2 工事概要

(1) 工事件名 福生市民体育館主競技場窓枠改良工事

(2) 工事場所 福生市北田園2丁目9番地1

(3) 契約金額 327,540,000円

(4) 設計監理 株式会社 古賀建築事務所

(5) 請負業者 竹中・田村建設共同企業体

(6) 工 期 平成3年9月9日から

平成4年3月25日まで

定期監査報告書

(工事監査)

教育委員会事務局庶務課

福生市監査委員

(7) 工事内容

- ・ スチールカーテンウォールをアルミカーテンウォール (813㎡) に取り替え
- ・ 板ガラスを熱線吸収板ガラス (813㎡) に取り替え
- ・ ブラインド既設撤去、新規取り付け補修一式

3 監査の内容

(1) 計画について

既設体育館のカーテンウォールが鉄製で相当腐食している箇所があり、雨漏り箇所が生じたので、その取り替え工事である。

今回工事は腐食しないアルミカーテンウォールとし、壁面を垂直にする計画となっており、これらは適切であると認められた。

(2) 設計について

従前は壁面が傾斜していたことが太陽を反射して、自動車の走行の妨げになり、関係者から苦情もあったので、今回はアルミカーテンウォールを使用し、壁面を垂直にすると同時に反射率の少ない熱線吸収板ガラスを採用している。これらは十分に考慮された設計であり、特に問題点は認められなかった。

(3) 施工監理について

品質監理に関する資料、鉄骨の品質証明、その溶接箇所の超音波探傷試験結果等は完備しており、その内容も適切と認められた。また、工事日誌、各種打合せ記録等も完全に行われているものと判断された。

(4) 施工状況について

施工については、現状までは良好である。工事の出来高は工程表より一部の工事ではやや進んでいる状態であり、予定通り竣工するものと認められた。

写

福都用発第 861 号
平成 4 年 6 月 10 日

福生市議会議長
赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、
福生市土地開発公社の平成 3 年度決算書及び平成 4 年度事業計画書等を
別紙のとおり提出する。

平成 3 年度

福生市土地開発公社決算書

福生市土地開発公社

1 事業報告書	1
(1) 概況	2
(2) 理事会開催状況及びその他事務報告	3
(3) 役員に関する事項	4
(4) 平成3年度土地取得明細表	5
(5) 平成3年度土地売却明細表	6
2 決算報告書	7
(1) 平成3年度収入支出決算書	8・9
3 財務諸表	10
(1) 損益計算書	11
(2) 貸借対照表	12
(3) 剰余金処分計算書	13
(4) 負債明細表	14
(5) 財産目録	15
4 監査報告書	16
(1) 決算等の審査意見書	17

1 事業報告書

(1) 概 況

福生市土地開発公社は、昭和48年11月に設立以来、福生市の公共施設整備計画に基づいて、各種公共事業用地の先行取得を積極的に行ってきたところであるが、地方財政を取りまく状況が厳しくなっている昨今は、地価の高騰後の高値安定等も手伝って、公共事業用地の取得は極めて困難となってきた。

このような情勢の中で、平成3年度において土地の取得は、熊川緑地（仮称）新設事業用地 1,129.61 m² をはじめとして、6事業・4,465.51 m² の用地及び測量・鑑定等の事務費を取得した。

一方、土地の処分については、熊川緑地（仮称）新設事業用地 2,628.64 m² をはじめとして、4事業・4,155.13 m² の用地及び測量・鑑定の手続きを売却した。

また、用地取得業務向上のため、東京都市町村土地開発公社連絡協議会主催の研修会や情報交換のための連絡会等にも積極的に参加した。